

国の退職金共済制度(中退共、建退共、清退共、林退共)は ここをチェックです！

チェックポイント！！

① 国が掛金を助成します！

(中退共制度の場合、新規加入事業主に対し、従業員ごとに掛金月額 $\frac{1}{2}$ (1人当たり5,000円が上限)を加入後4か月目から1年間、助成します。掛金月額を増額する事業主に対する助成もあります。建退共、清退共、林退共の各制度でも証紙の一定枚数分を助成します。)

② 掛金は全額非課税です！

(掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。)

一般の中小企業には ～中退共制度

- ① 中小企業(業種によって範囲が異なります。一般業種の場合は常時雇用する従業員数300人以下又は資本金の額・出資の総額3億円以下)であれば、従業員を加入させることができます。
- ② 掛金月額は、従業員ごとに5,000円から30,000円まで、16種類から選べます。(短時間労働者はこの他に2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金月額があります。)
- ③ 掛金は口座振替ですので手間がかかりません。
- ④ 退職金の額は掛金月額と納付月数で決まります。
例: 掛金月額10,000円を10年間(120月)納付いただいた場合 1,265,600円
20年間(240月)納付いただいた場合 2,666,600円
30年間(360月)納付いただいた場合 4,213,100円
- ⑤ 過去の勤務期間や転職した場合の通算制度があります。

建設業を営む方には ～建退共制度

- ① 建設業を営む方なら加入できます。
- ② 掛金の額は1日310円。もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
- ③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の50日分)を助成します。
- ④ 退職金の額は共済証紙の枚数(21日分を1か月と換算)で決まります。
例: 共済証紙が2,520枚(掛金納付年数10年)の場合 945,903円
5,040枚(掛金納付年数20年)の場合 2,256,366円
- ⑤ 公共工事の入札に参加するための経営事項審査で加点されます。

清酒製造業を営む方には ～清退共制度

- ① 清酒製造業(清酒・単式蒸留しょうちゅう・泡盛・みりん2種)を営む方なら加入できます。
- ② 掛金の額は1日300円。もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
- ③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の60日分)を助成します。
- ④ 退職金の額は共済証紙の枚数(15日分を1か月と換算)で決まります。
例: 共済証紙が1,800枚(掛金納付年数10年)の場合 623,250円
3,600枚(掛金納付年数20年)の場合 1,476,450円

林業を営む方には ～林退共制度

- ① 林業を営む方なら加入できます。
- ② 掛金の額は1日470円。もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
- ③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の62日分)を助成します。
- ④ 退職金の額は共済証紙の枚数(17日分を1か月と換算)で決まります。
例: 共済証紙が2,040枚(掛金納付年数10年)の場合 990,601円
4,080枚(掛金納付年数20年)の場合 2,086,030円

お問い合わせは

独立行政法人勤労者退職金共済機構 <http://www.taisyokukin.go.jp/>

事業本部	連絡部署	電話番号	FAX
中退共	本 部	03-6907-1234	03-5955-8211
	名古屋コーナー	052-856-8151	052-856-8155
	大阪コーナー	06-6536-1851	06-6536-1850
建退共	本 部	03-6731-2841	03-6731-2896
	東京相談コーナー	03-3551-5276	03-3206-8110
清退共	本 部	03-6731-2887	03-6731-2890
林退共	本 部	03-6731-2887	03-6731-2890

財形本部からのお知らせ

勤労者退職金共済機構では財形持家転貸融資も実施中！！
子育て中の勤労者の方への金利引下げ(-0.2%)を実施中。